

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

				資料番号	23-2	担当課	保健福祉課
法令名	老人福祉法	根拠条項	第19条第1項	不利益処 分の種類	特別養護老人ホーム（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るものに限る。）に対する改善等の命令に関すること。		
<p>○老人福祉法（昭和38年法律第133号）</p> <p>第19条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年条例第25号）</p> <p>○愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和3年規則第25号）</p>							